

研修医の論文執筆に対する支援要綱

一般社団法人沖縄県立中部病院研修医同窓会

(目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人沖縄県立中部病院研修医同窓会（以下「同窓会」という。）が、沖縄県立中部病院（以下「中部病院」という。）に勤務する研修医（以下「研修医」という。）の学術活動の推進を目的として、研修医の論文執筆に対する支援について、必要な事項を定める。

(支援対象)

第2条 支援対象となる医師は、原則、次の要件を満たす医師とする。

- (1) 同窓会会員及び加入意向のある医師
- (2) 卒後6年目以下の医師

(支援対象論文)

第3条 支援対象となる論文は、次の(1)及び(2)を満たす論文とする。

- (1) 中部病院所属として執筆する査読あり論文
- (2) 掲載によって報酬が発生しない論文

(支援対象期間)

第4条 一年度ごとの支援対象となる期間は、当該年度の前年度1月から当該年度12月までに掲載が決定した論文とする。

(支援金額)

第5条 助成金額は、同窓会の年度予算の範囲内で以下のとおりとする。

英語論文執筆(Original article) 1件 10万円以内

英語論文執筆(Case Report) 1件 5万円以内

英語論文執筆(その他 letter 等) 1件 5万円以内

和文論文執筆(Original article) 1件 5万円以内

和文論文執筆(Case Report) 1件 3万円以内

和文論文執筆(その他 letter 等) 1件 3万円以内

ただし、沖縄県医学会で同年度に発表歴がある医師については支援金額に1件あたり1万円を加算する。県医学会での発表内容は論文と同内容でも構わない。

(申請)

第6条 支援を申請する者は、様式1号により同窓会あて申請を行うものとする。

2 様式1号と共に、掲載決定を証明する書類等を添えるものとする。

(支援金の支払い)

第7条 同窓会は、申請のあった者の資格等の審査及び年度予算の状況を勘案し、支援の可否を決定する。

2 支援金の支払いは、原則、年度内の3月とする。

(事務の取り扱い)

第8条 本要綱に係る事務の取り扱いは、別に定める。

(附則)

この要綱は、令和5年12月14日より適用する。

論文執筆支援申請書

1. 申請日：
2. 申請者氏名： e-mail：
3. 診療科：
4. 主指導医名：
5. 卒後年次：
6. 論文名及び掲載雑誌名 論文名：
雑誌名：

7. 振込口座情報

- 銀行名： 支店名：
- 口座名義（カタカナ）：
- 口座番号：

8. 同窓会入会意向等（要チェック）

- 同窓会入会済み 同窓会入会を希望する

9. 該当要件（要チェック）

- 英語論文執筆(Original article)
- 英語論文執筆(Case Report)
- 英語論文執筆(その他 letter 等)
- 和文論文執筆(Original article)
- 和文論文執筆(Case Report)
- 和文論文執筆(その他 letter 等)

10. 留意事項（要チェック）

同窓会理事会の審査を経ての支払いになります。場合によっては不支給となる可能性がありますので、ご了承ください。

- 了承した

研修医の論文執筆に対する支援に係る事務取扱要領

一般社団法人沖縄県立中部病院研修医同窓会

本要領は、要綱第8条に定める事務の取り扱いを定める。

1. 申請から支援金支給までの取り扱い

申請者からの申請及び支援金支給までの取り扱いは、別表1のとおりとする。

2. 支援の可否及び支援金額の決定

本要綱に則り、支援の可否及び支援金額は同窓会理事会で決定する。

3. 附則

本要領は、令和5年12月14日より適用する。

別表1

